

利用者負担への配慮(公費負担医療)

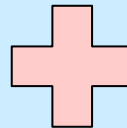
考え方

医療費に着目した定率負担(精神通院)と、所得に着目した負担(更生医療・育成医療)を、制度間の負担の均衡、制度運営の安定性の確保等の観点から、「**医療費と所得の双方に着目した負担**」の仕組みに見直し。(対象となる疾病の範囲は従来どおり。)

原則

医療費の1割(定率負担)

所得段階に応じて月額上限を設定
(低所得者は、0円、2,500円、5,000円)



入院時(更生・育成)の食費
(標準負担額)

低所得者への月額上限に加え、

負担に係る配慮措置

- 低所得者(住民税非課税世帯)以外の方についても、**継続的に相当額の医療費負担が発生する(「重度かつ継続」)場合には、月の負担額に上限を設定。**(5,000円、10,000円、20,000円)
- 育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどを踏まえ、医療機関窓口における支払額について激変緩和の経過措置を設定。

あなたの負担はこうなります(自立支援医療)

医療費

原則は定率1割負担ですが、医療保険の自己負担限度額と同額が上限になります。加えて所得の低い方や継続的に相当額の医療費負担が生じる方には更に低い上限を設定します。

精神通院医療

更生医療

育成医療

医療保険の負担上限額まで、医療費を1割負担していただきます。

入院している方については、食費につき標準負担額(日額780円。低所得の方には減額あり)を負担していただきます。

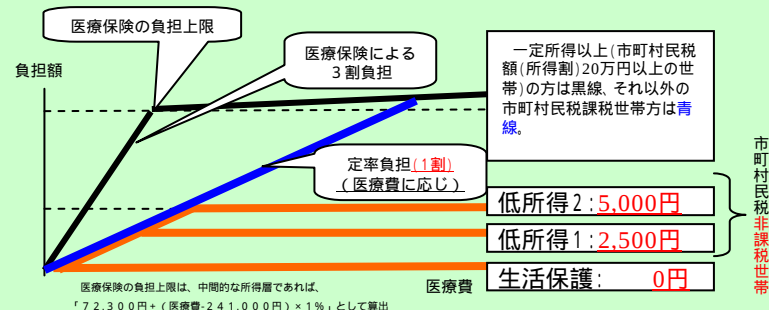
原則は、医療保険の負担上限額まで1割負担ですが、**所得の低い方にはより低い上限額を設定します。**

< 上限額 >

- ・低所得2・・・市町村民税非課税世帯
(3人世帯であれば、障害基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収の方)
- ・低所得1・・・市町村民税非課税世帯で障害者の収入が年収80万円(障害基礎年金2級相当額)以下の方

自立支援医療の「世帯」の範囲

医療保険単位(=異なる医療保険に加入している家族は、別「世帯」になります。)



所得の低い方以外についても、継続的に相当額の医療費負担が発生する方(「重度かつ継続」)には、月当たりの負担額に、別途、上限を設定します。

< 上限額 >

- ・中間層2・・・市町村民税額(所得割)が2万円以上20万円未満の世帯の方
- ・中間層1・・・市町村民税額(所得割)が2万円未満の世帯の方
- ★一定所得以上・・・市町村民税額(所得割)が20万円以上の世帯の方
(3年間の経過措置)

< 当面の「重度かつ継続」の範囲 >

- ・疾病等から対象になる者

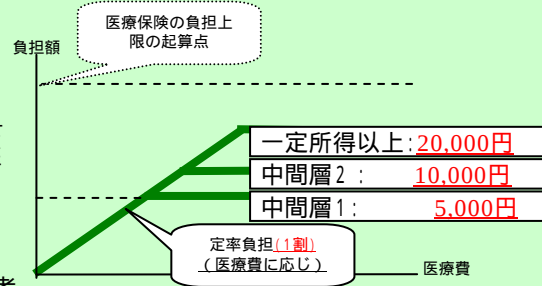
精神通院医療:

統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)
3年以上の精神医療の経験を有する医師により、以下の病状を示す精神障害のため計画的・集中的な通院医療(状態の維持、悪化予防のための医療を含む。)を継続的に要すると診断された者として、認定を受けた者
・情動及び行動の障害
・不安及び不穏状態

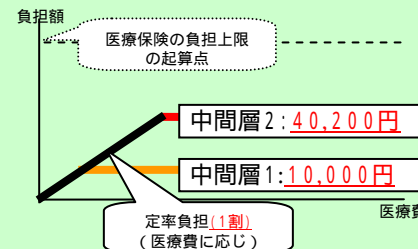
更生・育成医療: 腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害

- ・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

精神・更生・育成: 医療保険の多数該当の者



育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどを踏まえ、月当たりの負担額に特別な上限を設定する激変緩和の経過措置を講じます。



障害保健福祉サービスの計画的な整備

国 障害保健福祉サービスの基盤整備に関する基本指針

第87条第1項

市町村（市町村障害福祉計画）

第88条第1項、第2項

- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

都道府県（都道府県障害福祉計画）

第89条第1項、第2項

- 区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- 各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数
- 施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

国の障害者プラン

障害福祉計画の位置付け

作成期間等

第87条第1項関係

- 障害福祉計画は、3年を1期とする。
- 第1期については、平成18年度中に計画を作成し、平成19年度にはすべての地方自治体において、計画期間が始まることとする。
- 第1期の計画期間は、平成20年度までとする。（第2期以降は平成21年度から始まり、3年を1期とする）

既に数値目標を盛り込んだ障害者計画が作成されている場合には、第1期の障害福祉計画と整合性が図られている限りにおいて、当該障害者計画の全部又は一部を障害福祉計画として取扱うことも差し支えないこととする。

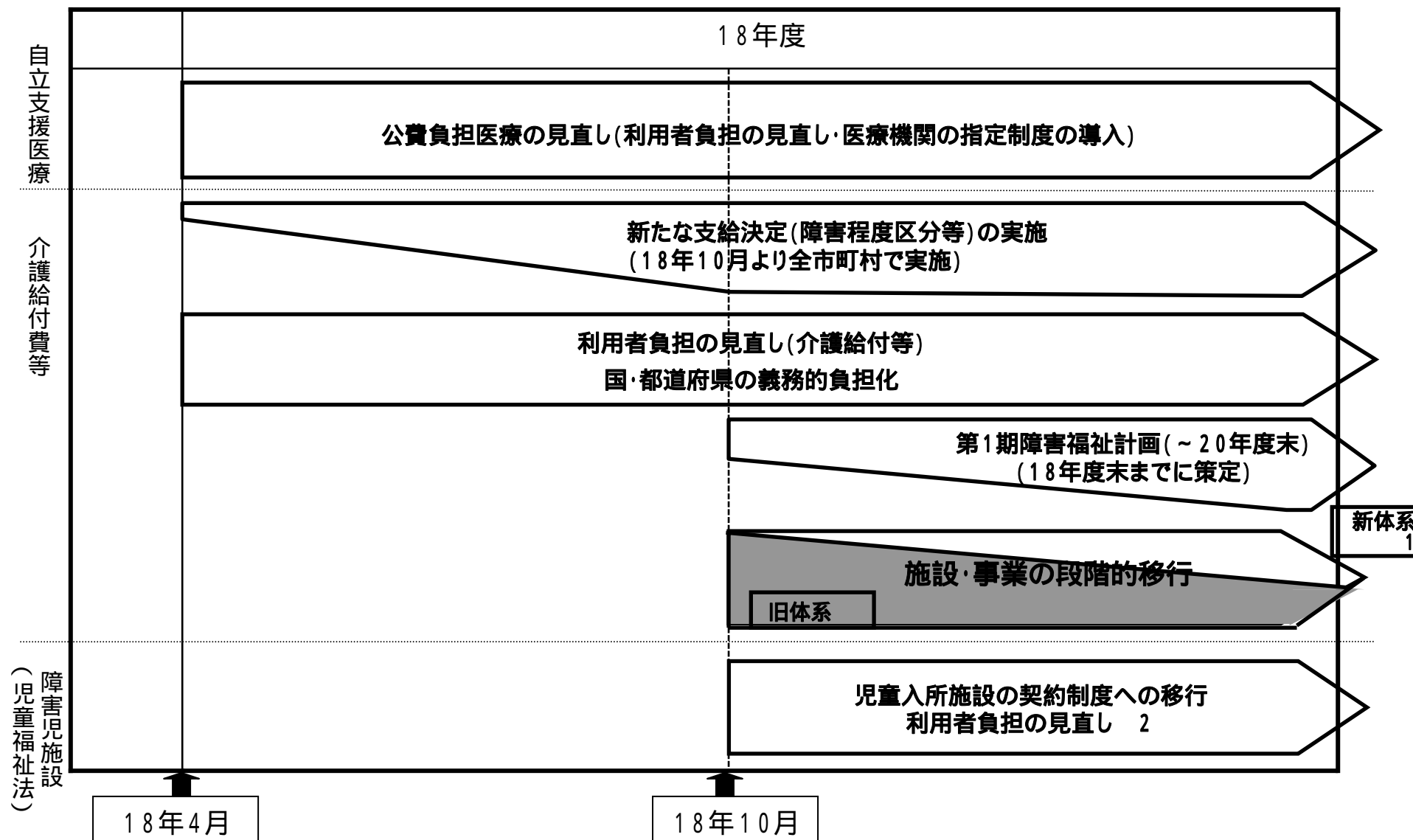
障害者基本法に基づく計画等との関係

○ 市町村障害福祉計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。 第88条第4項

○ 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。 第89条第3項

○ 都道府県障害福祉計画は、医療法に基づく医療計画と相まって、精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。 第89条第4項

(障害者自立支援法の施行スケジュール)



1 施行後概ね5年間(平成24年3月末までの政令で定める日までの間)で移行。

2 児童入所施設の利用事務の市町村移譲及び施設再編については、概ね5年後の施行を目途に3年以内に結論を得る。